

黒石市教育委員会告示第 12 号

黒石市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 29 年 5 月 29 日

黒石市教育委員会教育長 山 内 孝 行

黒石市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示

黒石市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成 22 年黒石市教育委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

当該年度に納付すべき市民税が 非課税となる世帯	272,000 円	290,000 円	308,000 円
ひとり親世帯等	308,000 円	308,000 円	308,000 円
当該年度に納付すべき市民税の 所得割が非課税となる世帯	272,000 円	290,000 円	308,000 円
ひとり親世帯等	308,000 円	308,000 円	308,000 円
当該年度に納付すべき市民税の 所得税課税額が 77,100 円以下の 世帯	115,200 円	211,000 円	308,000 円
ひとり親世帯等	217,000 円	308,000 円	308,000 円

」

を

「

当該年度に納付すべき市民税が 非課税となる世帯	272,000 円	308,000 円	308,000 円
ひとり親世帯等	308,000 円	308,000 円	308,000 円
当該年度に納付すべき市民税の 所得割が非課税となる世帯	272,000 円	308,000 円	308,000 円
ひとり親世帯等	308,000 円	308,000 円	308,000 円
当該年度に納付すべき市民税の 所得税課税額が 77,100 円以下の 世帯	139,200 円	223,000 円	308,000 円
ひとり親世帯等	272,000 円	308,000 円	308,000 円

」

に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の黒石市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。